平成２８年（フ）第３３２号
埼玉県深谷市原郷414番地１　ヒルズ城西Ａ－201号
債務者　新井　真吾
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２３９号
千葉県佐倉市上座438番地55
債務者　宮尾　浩明
１　決定年月日時　平成28年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２１４号
茨城県土浦市真鍋２丁目４番10号
債務者　多田　俊彦
１　決定年月日時　平成28年11月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３０１号
さいたま市中央区上落合３丁目13番３－406号
債務者　山口むつ美
１　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３３７号
埼玉県川口市榛松２丁目24番23号　ハイツサユリ101号
債務者　阿達　敏明
１　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４７６号
埼玉県桶川市坂田東１丁目48番地の11　セジュールパークサイド102号
債務者　藤井　常雄
１　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５０８号
埼玉県久喜市鷲宮６丁目19番37号
債務者　下中　　昇
１　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４０１号
相模原市中央区田名塩田３丁目22番６号　ピュアグリーン102
債務者　熱海　　淳
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４０７号
神奈川県座間市相模が丘５丁目42番10－606号　デリス相模が丘
債務者　本間　恵一
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４２１号
相模原市中央区中央４丁目10番22号　マイハイツ202
債務者　染谷　美隆
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４２２号
相模原市中央区中央４丁目10番22号　マイハイツ202
債務者　染谷　知美
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４２７号
相模原市中央区水郷田名２丁目14番16号
債務者　鈴木　利幸
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４３３号
相模原市緑区二本松２丁目19番４号　セジュールＫ・Ⅱ・102
債務者　春木　一也
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４３８号
相模原市南区文京２丁目15番４－401号
債務者　坂下　　力
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４３９号
相模原市南区文京２丁目15番４－401号
債務者　坂下　雅代
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４４７号
相模原市中央区田名1222番地10
債務者　米嶋　治雄
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２４１号
高知市江陽町６番17号
債務者　小松美和子
１　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５２号
高知市仲田町14番３号　レオパレス龍馬103
債務者　岩井　　淳
１　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　高知地方裁判所破産係